

船舶事故調査報告書

平成27年1月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月31日 03時10分ごろ
発生場所	福岡県福岡市能古島 ^{のこのしまてんぐ} 天狗鼻北西方沖 能古島灯台から真方位291° 0.9海里付近 (概位 北緯33° 38.6′ 東経130° 17.2′)
事故調査の経過	平成26年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{めぐみ} 恵丸、4.9トン FO3-31294（漁船登録番号）、個人所有 11.90m (Lr) × 2.48m × 0.99m、FRP ディーゼル機関、174kW（動力漁船登録票による）、昭和61年10月30日 B 漁船 ^{りょうふく} 漁福丸、4.5トン FO3-30776（漁船登録番号）、個人所有 11.60m (Lr) × 2.50m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、174kW（動力漁船登録票による）、昭和59年4月21日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成25年1月10日 (平成30年1月15日まで有効) B 船長B 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年3月29日 免許証交付日 平成25年8月19日 (平成30年8月19日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板に破口、左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に破口、操舵室右舷側囲壁に亀裂、操舵室後部出入口に破損、バッテリーに濡損

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、福岡市玄界島と能古島の間付近において、えびこぎ網漁の操業中、能古島周辺海域に集魚灯を点灯した漁船数隻が存在することを認めていた。</p> <p>船長Aは、操業を終えた頃、福岡市博多港内の魚市場に向かおうとして海上を見渡し、前路に航行の支障となる船舶を認めなかったため、約9ノットの速力により東南東進しながら前部甲板で漁獲物の選別を行った後、操舵室に移動した。</p> <p>船長Aは、操舵室に置かれた踏み台に立ち、天窓から顔を出して能古島灯台を右舷船首方に見ながら東南東進中、平成26年7月31日03時10分ごろA船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、天狗鼻北西方沖において、えびこぎ網漁の操業を終え、主機を中立とし、船首を南南西方に向けて漂流していた。</p> <p>船長Bは、前部甲板において、漁獲物の選別を終えた頃、右舷方からB船に向けて航行するA船の灯火を認めたが、A船はB船を避けて通過して行くものと思い、操舵室左舷側の甲板上に移動し、左舷方を向いて網洗い作業を行っていたところ、突然、船体に衝撃を感じると同時に落水した。</p> <p>船長Bは、自力でB船に這い上がったところ、A船の船首がB船の右舷に接触した状態であり、B船の右舷外板に破口を生じて操舵室直下にあるバッテリーが置かれた空所に浸水していることを認め、ポンプによる排水作業を行いながら、携帯電話により海上保安庁に事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、A船に横抱きされて福岡市内の造船所に向かった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、共に航行中であることを示す法定灯火を表示しており、B船は、その他に作業灯3個（傘付き1個及び裸電球2個、いずれも100W）を点灯していた。</p> <p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>B船は、接近警報機能が組み込まれたレーダーを装備していたが、船長Bがレーダーを使用するのは航行中のみであった。</p> <p>B船の操舵室左舷側の甲板上からは、操舵室に遮られて右舷正横方から右舷船尾方の範囲を見通すことができなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本事故後、船長Aは、本事故時には、周辺海域に集魚灯を点灯した漁船が存在し、その明かりに注意を奪われていたか、福岡市の街明かりにB船の灯火が紛れてB船を見落としたものと思った。</p> <p>船長B、B船に先だって操業を終えた漁船の船長及び本事故後に付近を通過した漁船の船長は、本事故当日、操業中には、本事故発生場</p>

	<p>所周辺海域に集魚灯を点灯した漁船数隻が存在していたことを認めていたが、操業を終えた頃には、同漁船の存在を認めなかった上、過去、夜間に能古島北西方沖から能古島北側海域に向けて航行中、福岡市の街明かりによる見張りへの影響を感じたことはなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、天狗鼻北西方沖において、博多港に向けて東南東進中、船長Aが、漂泊中のB船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故時、周辺海域に集魚灯を点灯した漁船が存在しており、その明かりに注意を奪われていたか、福岡市の街明かりに紛れてB船を見落としたと思ったと口述しているが、本事故当時、付近で操業していた他の漁船の船長から、同様の口述が得られず、また客観的なデータも得られなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、天狗鼻北西方沖において、船首を南南西方に向けて漂泊中、船長Bが、A船はB船を避けて通過するものと思ひ、右舷方を見通すことができない操舵室左舷側の甲板上で網洗い作業を行っていたことから、A船がB船に向けて接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、天狗鼻北西方沖において、A船が東南東進中、B船が船首を南南西方に向けて漂泊中、船長Aが、B船に気付かず、また、船長Bが、A船はB船を避けて通過するものと思ひ、右舷方を見通すことができない操舵室左舷側の甲板上で網洗い作業を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、見張りを適切に行うこと。 ・ 操舵室を離れて甲板作業を行う際は、周囲を確認し、安全が確保された状況下において行うこと。 ・ 救命胴衣等の着用を徹底するとともに、適切な着用を心掛けること。 ・ 1人乗り組みの船舶では、航行しながらの甲板作業を行わないことが望ましい。